

第2次太子町人権行政推進プラン成果指標の取組状況

資料3

第2章 施策の基本方向

1. 人権教育・啓発の推進

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
人権啓発活動の実施回数	1 1 回	2 回 ※1	4 回 ※1	9 回 ※1	1 1 回	1 2 回	継続実施
人権啓発事業への参加者数	7 0 0 人	9 3 人	1 4 6 人	3 9 6 人	7 0 7 人	8 8 6 人	8 0 0 人
中学校での外部講師による人権学習会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	継続実施

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1 1 回実施することができなかった。

3. 相談体制の充実

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
人権相談会の定期開催	—	—	未実施 ※2	1 1 回 ※3	1 2 回	1 2 回	毎月1回 開催

※2 人権相談会を定期開催するための準備として、人権擁護委員と協議した。

※3 5月から毎月1回開催した。

4. 人権リーダーの養成

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
地域における人権リーダーの養成 ※ 4	—	—	未実施	未実施	未実施	未実施	5 人
町職員の人権リーダーの養成 ※ 5	—	—	2 人	1 人	0 人	2 人	4 人

※ 4 目標は延べ人数。地域の人権リーダーは、住民が人権の視点から地域の様々な課題について、自主的・自発的に考え取り組み、それを地域全体で支えていく中心的な役割を担う。実施については、太子町人権協会と協議予定。

※ 5 目標は延べ人数。職員の人権リーダーは、日々の職場の業務運営について人権の視点からアドバイス・相談・情報提供等が行える役割を担う。
また、職員の人権リーダーは、大阪府人権総合講座人権相談員スキルアップコース修了者又は、部落解放・人権大学講座修了者とした。

第 3 章 人権課題への取組

1. 子どもの人権

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
ひとり親家庭相談数	4 件	5 1 件	4 5 件	4 7 件	4 3 件	6 1 件	5 件

富田林子ども家庭センターにて相談受付（電話相談を含む）。

平成 3 1 年度は出張相談数のみ。令和 2 年度から電話相談数も含む。令和 3 年度から出張相談廃止。

2. 女性の人権

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
南河内男女共同参画社会研究会講演会の参加者数	1 5 0 人	中止 ※ 6	中止 ※ 6	1 1 6 人	9 7 人	9 6 人	2 0 0 人

※ 6 新型コロナウイルス感染拡大防止のため講演会を中止し、マスクケースを各年度 7 0 0 枚配布。

3. 障がいのある人の人権

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
権利擁護に関する相談支援件数	2 3 件	2 8 件	1 1 件	2 2 件	3 9 件	1 4 件	4 1 件

4. 高齢者の人権

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
安心太子見守りネットワーク事業登録者数	5 7 人	6 6 人	6 1 人	6 9 人	6 8 人	7 3 人	7 0 人

5. 同和問題（部落差別）

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
新規採用職員を対象とした同和問題に関する研修	3 回	2 回 ※ 7	1 回 ※ 7	1 回 ※ 7	3 回	3 回	継続実施

※ 7 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3 回実施することができなかった。

1 1. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

成果指標	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	目標 (R 7 年度)
心の相談会「こころほぐしの会」の開催	6 回	6 回	5 回 ※ 8	6 回	6 回	4 回 ※ 8	継続実施

※ 8 相談の申込みがなかったため 2 回中止。